

旭区社協発第 5 号

令和 4 年 4 月 18 日

各地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人

横浜市旭区社会福祉協議会

会長 池田 宏史

「あさひいきいき宣言（旭区社協だより）」の配布および配布謝金の免除について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の事業推進に多大なるご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本会では、旭区民への福祉啓発、本会事業の周知を目的に広報紙「あさひいきいき宣言」を年3回発行しております。

つきましては、「広報よこはま旭区版」とあわせて各世帯へ配布いただきたく、ご依頼申し上げます。

また、各自治会町内会への配布、並びに配布手数料の免除につきましてもご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日のご了承をもって本会から横浜市市民局へ広報よこはま配布ルートの使用承認について正式な依頼手続を行います。

- | | |
|---------|--------------------|
| 1. 広報紙名 | 旭区社協だより「あさひいきいき宣言」 |
| 2. 配布時期 | 令和4年8月、11月、令和5年3月 |
| 3. 配布先 | 旭区内全世帯 |
| 4. 発行部数 | 93,000部 |
| 5. 体裁 | A3版二つ折1枚 |

広報担当 樋野・梅崎

電話：392-1123

FAX：392-0222